

別表第 1 (第 3 条関係)

補助対象外とする業種等
農業、林業（大分類 A に含まれるもの）
漁業（大分類 B に含まれるもの）
金融業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
娯楽業のうち、次のもの
・ 競輪・競馬等の競走場
・ 競輪・競馬等の競技団
・ パチンコホール、その他の遊戯場（ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場等射幸心をそそるおそれのあるもの）
・ 芸ぎ業（置屋及び検番は除く。）、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
情報サービス・調査業のうち、興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）
次のサービス業等
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）により規制の対象となるもの
・ 複合サービス事業（大分類 Q に含まれるもの）
・ 分類不能の産業（大分類 T に含まれるもの）
・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介業者

備考 業種の分類は日本標準産業分類等による。